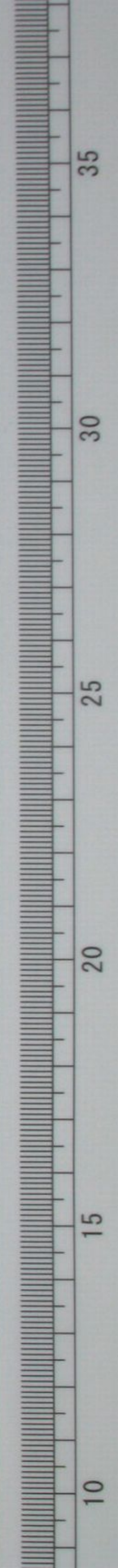


墨下録

四

特別
イ4
1919
34



北蒲原郡治水始末

緒言

北蒲原郡ノ地熟田沃野方十数里河川縱横沼地錯綜運輸之レカ為ニ通シ灌漑之レカ為ニ開ケ民力ノ富土ノ饒實ニ一縣ニ冠タリ然リト雖私力ニ惟テ治水ノ術猶未タ全カラス何フヤ昔紫雲寺淵ハ享保十五年ニ在リテ堰切川ノ疏鑿ヲ以テ一晝夜ニシテ減水ニ熟田貳万石ヲ得タレ毛獨リ福島淵ハ其疏水未タ半ハニ及ハス時ニ洪水氾濫数千町ノ田畝一朝廢シテ沮洳ノ地トナリ其損害翅ニ町村ノ間ニ止マラス延テ國產ヲ減殺スル甚夥ニト也ス是故ニ有志ノ士治水

ノ策ヲ講スル年既ニ數アリ而夫ノ阿賀野河ハ姑ク措キ加治新井郷新癸田太田ノ諸川ハ特ニ憂フヘキモノアリ就中加治川ノ亂流ノ如キ更ニ甚シトナス夫該川ハ源ヲ飯豊山西ケ嶽ニ癸シ流セラ瀧谷村ニ至リ漸ク大トナリ姫田川ヲ合セ加治村ヲ經テ屈曲西流松ヶ寄ニ至テ阿賀野河ニ會シ遂ニ海ニ入ル蓋シ其貫流十餘里或ハ砂丘ヲ崩壞シ或ハ田畝ヲ浸潤シ而ノ其弊ヤ漸次川底ヲ高フニ隨テ堤塘ヲ脩築スレハ隨テ川底嵩マリ殆レト其底止スル所ヲ知ラス若夫レ洪水ノ時ノ如キ新茂田太田ノ二川ヲ合流セシ新井郷川ノ下流忽チ閉塞セラレ泥岸ノ良

大慶堂藏

田之レカ為ノ竟週日乃至數十日間水ニ浸サレ數千町ノ田畝水腐損害ヲ蒙ルニ至ル慘モ亦甚シト謂フヘシ

第一章 北浦原郡水利ノ未歴

第一節 加治川ノ沿革

加治川ハ往昔北条川ト稱シ源ヲ飯豊山脉西ケ嶽ニ癸シ瀧谷村ヲ過キ米倉松浦荒橋菘島佐々木島與野太田古屋諸村ヲ貫通シ遂ニ福島灣ニ注ク然レトモ天文中河道ヲ改鑿シ米倉村ヨリ轉シテ内竹大宮加治島潟中川中井聖籠蓮野蓮潟紫雲寺尾代南濱笹山濁川松ヶ崎諸村ヲ經テ遂ニ海ニ注カシムル未詳シテ加治川ト云フ此

疏水改脩ノ功福島潟以北新慶田近傍方五三里
沮洳ノ地ヲシテ化シテ良田タラシム其石文久
中笹山村ヨリ南濱村ニ至ル加治川ノ屈曲ヲ改
穿シ熟田數十町ヲ得タリ後又明治十九年二十
年ニアリ大宮村ヨリ加治村ニ至ル加治川ノ屈
曲ヲ改穿シ又其功ヲ奏シ熟田數十町ヲ得タリ
ト云フ

第二節阿賀野川分水

阿賀野川沿岸浸水ノ患ナカラシメン爲メ旧新
築田藩窪田一水享保十四年松ヶ崎ノ地ヲ疏鑿
シ水勢ヲシテ直々ニ海ニ赴カシメ其功著レリ
沿岸數十町村之レカ爲ニ利ヲ得タリ其時ニ當

境大慶堂藏

リ今ノ安田村ヨリ新江ヲ疏鑿シ所謂岡市組始
メテ灌漑ノ便ヲ得タリ傳ハ云フ藩主之レカ爲
メニ貳万石ノ増秩アリト

第三節紫雲寺潟ノ疏水

享保十五年旧新築田藩土窪田一水大島村宮川
儀右工門等ト謀リ堀切川ヲ疏シテ水道一貫直
々ニ海ニ注カシメ一晝夜ニシテ渺々タル大潟
悉ク減水シ其功貳萬石ノ増秩アリト云フ

第四節福島潟ノ疏水

川羽郡銚寄村ノ人山本大右工門ト云フモノアリ
寶曆元年福島潟疏水ノ事ヲ企テシテアリ之
レヨリ其後漸次歩ヲ進メ寛政三年ニ至リ太田

新茂田二川ノ水道ヲ改疏シ併セラ新井御川ヲ
疏穿シ大ニ減水ノ切ヲ奏シ水邊二十一村田畝
數十百町ヲ開拓セリ

第二章北蒲原郡水害ノ来曆

第一節加治川ノ水害

其一

安政四年右岸島瀨村堤塘三百九間大ニ決壊シ
家屋人畜ノ被害奉ケテ教ヲヘカラス三晝夜ニ
シテ島瀨町井聖籠猿橋佐々木蓮野蓮瀨藤井筵
山島寄濁川鳥屋太田古屋葛塚亀浦嘉山島奥野
天王本田山倉天神塚駒林京ヶ瀬長場ノ諸村忽
変シテ渺乎タル滄海ヲ現シタルト傳ヘ云フ旧

新茂田藩豫ノ救済ノ策ヲ立テ修レテ管内本役
石ト云ヒ四万八千八百三十六石七斗八升四分
八勺二分劃シ百石當貳人四分ノ卒ヲ以テ人夫
拾壹万七千貳百余人ヲ課シ漸ク十八日ヲ経テ
所謂水戸首ヲ完了シ現在堤塘トナス其費實ニ
三万六千八百余兩ヲ要シ加之ナラス其被害田
畝数千町歩金七万余兩ノ多キニ至レリト云フ

其二

明治九年マラ二十年間屢々破堤アリタル之
レヲ略ス

其三

明治十年左岸真野原ノ破堤ニ直々ニニツ山次

茅濱網代濱ノ耕地ヲ浸レタハ水害殆シト二万四
・下ヲラスト云今年又右岸蓮沼村ノ破堤ハ其
乱流激奔忽チ新茂田川西岸ノ堤塘ヲ壊破シ更
ラニ奔流レテ葛塚ニ至リ新井郷川ノ水量ヲ漲
溢セシテ蓮沼野聖籠藤井島寄濁川鳥屋亀浦
葛塚ノ九村ニ涉リ加之ナラス福島網代岸其歎
響ヲ受ケ水腐損害殆シト十五万田ニ下ヲラス
ト云フ

其四

明治十一年左岸ニツ山破堤ニ今十二年又右岸
破堤ニ更ニ十八年ニ至リ左岸網代濱破堤ニ其
被害十年真野原破堤ト同ニ故ニ略ス

其五

明治二十年右岸蓮沼村ノ破堤ハ其惨状十年ノ
北ニアラス一瞬ノ間忽チ数里ノ田畝渺乎夕
滄海ヲ現シ其損害殆シト二十万田ニ下ヲラス
ト云フ二十一年又同村破堤シ十方田ニ下ヲサ
ル損害アリ二十二年又同村破堤シ水腐損害前
年ニ同レト云フ故ニ又略ス

其六

明治二十一年右岸笹山村破堤ハ直々ニ濁川村
ハ奔流遂ニ新井郷川ノ水量ヲ漲溢セシメ家屋
流失若干ノ荒地ヲ生セリ加之ナラス福島濁流
岸水腐ヲ合スルハ其損害害ニ二万田ヲ下ヲ

ラスト云フ

第三章 加治川疏鑿企及者ノ由来

第一節 第一次ノ企及

憶昔寶曆元年刈羽郡銚寄村山本丈右工門下ル
モノアリ 福島潟開墾ノ事ヲ企テ尋テ明和安永
ノ交加治川ノ激流ヲ避ケ保セテ新井郷川ノ減
水ヲ慮リ柘ヶ寄字城ヶ越テ疏鑿ニ直テ海ニ
注カシメシコトヲ計畫セシモ天彼レニ年ヲ假
サス一朝病ヲ得テ死ニ奉逐ニ成ラスニテ止ム

第二節 第二次ノ企及

明治初年ノ頃ヨリ旧新葦田藩士藤富樫萬吉真
野原ヨリ分疏シ藤塚ヲ経テ堀切川ニ合流セシ

大慶堂藏

メシコトヲ企テタルモ不幸病没セシニ依リ富
樫富塚野村之丞等其素志ヲ継テ明治二年ニ至
リ終ニ其測量ヲ終フレドモ設計ノ租漏容易ニ
官許ヲ得ルヲ能ハス莅蒞歲月ヲ重ネタリシニ
加治川ノ亂流ハ益甚レク沿岸ノ堤塘比年決潰
シ為メニ新井郷新葦田ノ諸川及ヒ福島潟沿岸
地方ノ惨況實ニ名状ス可カラサルニ至ル其被
害所村ハ遂ニ決シテ富樫塚野等ト合議シ其事
業ヲ成シテ以大ニ水患ヲ除カンコトヲ唱道セ
シモ議遂ニ成ラス是ニ於テ益河道改穿ノ急焦
眉ニ迫リ乃々所謂大地主及ヒ勸業委員吉田義
孝等ニ謀ル義孝等時ノ郡長小倉幸光ニ議シ明

治十九年大地主及被害村民ヲ新葦田町長徳
寺ニ召集シ一大會議ヲ開キ其結果直クニ疏鑿
工事ヲ起サントシテ請フ然レトモ縣廳ハ曾テ富
樫塚野寺請フ所アリシモ官之ヲ許サズ今之ヲ
措テ他ニ許スハ不可ナリト爲シ終ニ許サレズ
是ニ於テ再ニ富樫塚野寺ニ説キ官許ヲ得ン
ハ更ニ精確ナル測量ヲ遂行セサルヘカラサル
ヲ以テシタリ然レニ翌廿年大湖豊ナル者ヲシ
テ頗ル緻密ニ測量セシメ越テ廿一年漸ク官許
ヲ得タリ然レ氏原未富樫塚野寺ハ旧河道ヲ賣
却シ其價金ヨリ工費ヲ辦シ而シテ剽越ノ利ヲ
得ルヲ以テ目的トセリ然レニ旧河道ノ地代金

大慶堂藏

ヲ以テ到底収支相償ハカルヲ發見ニ躊躇事ヲ
決セズ空シク又々數年ヲ經過セリ其間連リニ
破壊シ水患更ニ甚シキアハモ彼富樫塚野寺ハ
種々ノ口實ヲ設ケテ故テ其着手ノ期限ヲ延
ハ越テ二十三年ニ至リ被害村落ニ向テ補助金
ヲ請求シ来レリ被害村落ハ素ヨリ水患ヲ除カ
シテ目的トナセシヲ以テ直クニ之ニ應セシ
テ謀シ新葦田町北辰館又ハ郡衙樓上ニ於テ屢
々協議スル所アリシモ議又成ラズ遂ニ空シク
着手期限ヲ經過スルニ至リ縣廳ハ斯然工事許
可ノ指令ヲ取消シタリ

第三節 第三回ノ企及

是ニ於テカ被害村民他ニ提携スルノ要ナク新
然其ノ素志ヲ決行セサルヘカヲサレノ秋トナ
リタリ此時ニ當リ恰モ好シ水利條例ノ發布ニ
會ニ機捨ツ可カラスト爲シ明治廿四年籠手田
知事。謁シ被害所村ノ事業トシテ其水患ヲ除
クノ工事ヲ起サシメテ其陳セシニ知事大ニ之
ヲ賛シ且ツ更テ完全ナル測量ヲ要ス可キヲ告
ケラレタリ尋テ被害各村長ハ連署シテ測量ノ
事ヲ官ニ請フ然レニ翌年廿五年縣廳ハ測量費
ノ豫算書ヲ下附セラレ依リテ南瀬村長吉田義
孝ヲ始メトシ島屋濁川島寄鬼代五ヶ村長等首
唱トナリ被害村民ヲ島寄小學校ニ會ニ親切ナ

率其協議ヲ遂ケ然尙測量費ハ各大地主ヨリ
出セシムルニ決シ之ヲ各村長等ニ委託セリ
各村長ハ是レヨリ其後孜孜勉勵係大地主ニ
議リ而其釀金ヲ収メ遂ニ測量技師ヲ縣廳ニ請
フ廳ハ二十八年ニ至リ青木亮三郎小池勝太郎
ノ二名ヲ紹介セラレ今年五月測量ニ着手シ全
九月漸ク完了セシヲ以テ大ニ関涉村民ヲ新葎田
宝光寺ニ會シ赤津郡長ニ出席ヲ求メ水害豫防
組合ヲ組織シ數十年来ノ希望タル本郡西北
半部ニ関涉スル以重大至難ナル疏鑿事業ヲ遂
クルノ件ヲ協議セリ茲ニ大多數賛成ヲ表シ大
ニ事業ノ竣成ヲ仰望スルニ至レリ嗚呼千載一

過ノ概其レ此時ニアルカ

第四章 結論

上乗ノ事實ニ據リ被害関係村落ヲ二十一トシ
其及別ヲ計美スレハ實ニ五千三百拾五町五反
八畝拾七歩トス今假リニ工費豫美ヲ拾万町ト
ナレ之ニ関係及列ニ課スルニ「壹町」歩付金拾八
四九拾九錢「一」之ヲ五朱利付十ヶ年償還起業公
債トナスハ「壹町」歩付金九十三錢四厘七
毛トナル若夫レ既鑿其切ヲ緩ヘ松ヶ寄ニ至ル
ノ間通川用水ノ二道ヲ除キ旧河道ヲ組合ノ有
ニ有スル内ハ更ニ我々ノ負担ヲ減シ得可シ然
ラハ則テ工事完了迄ノ費用尙巨額ト云フヲ得

ニヤ既ニヤ竣工ノ後ニ至レハ間接ノ切ハ從來
ノ破堤并ニ湛水等ヨリ受ケ来リシモノ平均一
ヶ年約五万町ノ損失ヲ免カレ猶ホ他ニ川跡及
ヒ堤外民有五百余町ハ容易ク良田トナリ更ニ
減水ノ結果早湿地変シテ数千町ノ高燥地トナ
リ其利益幾十萬町ナルヲ知ラサルニ於テヤ

○十月廿九日早天起きて枕殿のまら状を聞てん不意に
本部の名義を以て本印集に利事申分給て於て根
今を以て各の通に状ありて一に宛終る殺那秘に
電報に接すといふ本印の名義を以て本印なる通に
〇立働の通に状ありて申分給て行くといふを
自か派給事とて電報を以て本印に
まのの通に状ありて申分給て行くといふを
伊よりかく接すといふを聞けり初めは昨
書後方河に申分給て申分給て申分給て申分給て
即ち河川の事給て自か派の通に状ありて申分給て
申分給て申分給て申分給て申分給て申分給て申分給て

我々占領するに花弁の正部詰例し親とあふらす
るん然るも其の本分を占領不彼等為さう存御を
修るに故大者あり我れを衝くべしこゝろあはれ物な
れ士を自ずめて死守せざるをいふるは御流縁の
殺氣兼堂由る澄んたる(内室の事傳へた心本印を
領し清し遠近の景平正は存し大井憲忠を了印
下の壯士を流して防敵せしむることの内室でも切く
あつて人徳の是をいふべし我れも是を備へていさ
れ馬上下の心を生かすべしこゝろ現由ぶらぬ
中もゆる現由、兼て其の権末の御心のあす中もあつた
端を聞くと様も我れも多別あつてん世々く亦この現由、
司合及の河は御流縁の壯士一隊せしむること一現由も

しきん此件はけ平正は存し、首お印に往て先
く洋へてやう化れ大井憲忠なり、自家の壯士を御
せしむる能ふ大井の御子を御のつ平正の御心と
し御して大井の壯士を使喚するを以て令て且つ大井を
面責せしむ大井の御心し、こゝろ(現由本
印のまゝおを此際多うあつた、おのやうにさうさ
うな決したる折しも扱をうち、中合、御集あつた
自由一旅の御心とあつた、おとあつて、従軍の意は
を解き、さうの御心正を御集するに決し、本印の
御心も、御心、御心、御心、御心、御心、御心、御心、
を御集し、一名を御集し、中合を御集し、御心、
片印にるを、御集し、御集し、御集し、御集し、御集し、

西十一年を圍ちて倉倉をうらふるの中海ぬす事にはあらず
初に例とて平家初めは上と申はらざる事と云く大
隈海も私一七サウ申のたふす事の一先し未の海ぬす
のそ友海も七尾海ぬすは安條例に放逐せんは海ぬす
とき難備し七ヤウトのふりこころタカ島人を難備
る失つるの困りと檢心海七朝の心をせたるをい
は吉池をふさぐに皆を合しと申海ぬす馬鹿海ぬす
ちりり大層回し未の海ぬすに成る事なりは海ぬす
の事と云ふは成る事と申し是れ及て申す事し海ぬす
際一用しは海ぬす事なりし事なりし事なりし事なり
徳人の海ぬす事と申す事なりし事なりし事なりし事
敷る事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事

なす山坊の事なりし事なりし事なりし事なりし事
徳人の海ぬす事と申す事なりし事なりし事なりし事
増加の割合と申す事なりし事なりし事なりし事なりし事
知事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
さるの事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
く徳人の海ぬす事と申す事なりし事なりし事なりし事なりし事
たはたぬす事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
政事大なる事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
申す事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
徳人の海ぬす事と申す事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
の海ぬす事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事
多の海ぬす事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし事

抄書のしるし

○十月下より上り至るまで
是後より専ら親を拜し行はるる
清しそとてゆへにうらなれども
北田美七代町書目今録
印世書目今録千九百廿九
らるるあり計し
五並列しそとて
あはれとて
液は抱と
定くは

のり
末甘く
たう衆
下
のり
く任
教
く
歳
り

政治的結合を鞏固にして憲政黨を擁護する事
第一 精神結合を鞏固にして憲政黨を擁護する事
第二 党内の異論者は容赦なく断然處分する事
第三 内閣の均勢論は當分差控ゆる事
第四 鐵道國有、地租増加の二問題は兩派の何れよりも大會に提出せざる事
第五 總務委員は五名とし、内一名中立派より撰出する事、及び評議員は三十名とし内十一名づゝ兩派より残り八名は中立派より出し、凡て兩伯の指名に一任する事
是れ理勢の當然のみ、彼の輩亦固より異議を挟むべきなく一々之を首肯せしむ、獨り第五項なる總務委員の數に至りて然然（第一回の星ヶ岡茶寮會に於ては五名説を承諾せり）六名説を主張し、内、進、自兩派より各々二名を撰出し、残り二名は進進、進、自より各一名を出さしめんと説けり。是に於て黨中進、自兩派に屬せざりし人々は其の反覆と無禮とを憤り、痛く之を論難詰責せしを以て彼の輩も亦漸く其の非を覺り、退きて其の黨與を戒諭して五名説に賛成せしめんことを約し去れり。偶々尾崎文相辭職の事あり、彼の輩の野心復た勃發す。

政局變遷顛末書

江畔中村樓上軀幹魁偉の兩雄相並んで大合同の必要を説き、新富座裡俊髦星の如く聚りて結黨の盛式を擧ぐるの時に際しては、曠昔の仇怨釋然として洗ひ去り、交膝款笑盛んに將來の經綸を談し、豪氣凜烈雄志天下を掩ふ。壯容目に在り、誰れか其の當時に於て敢て今日あるを想はんや。回思すれば爾來僅かに四月有餘、其の間世事屢々心と違ひ、群小徒らに事を釀して遂に乖離分裂の端を啓き、早くも今日の失態あるを致せり、慨嘆に勝ゆべけんや。然れども離合は常なり、集散は數なり、政界の現情に於て何ぞ獨り之を怪まむ、只其の離合集散や敢て政治上の公見大義の上に於てせず、群小徒らに利勢を趁ふの餘に出でたるに至りては吾人我か憲政の前途、帝國の面目の爲めに深く之を憾みと爲すのみ。茲に其の顛末を叙し、以て同志諸士に報告す。

政變の因由

今回の政變は其の因由必らずしも一ならず、然れども一語以て之を掩は、一部野心を包藏するの輩が全く合同の初志を捨て、徒らに利勢を趁ふたるに出つと言ふに歸すべし。見よ彼の輩は先きに最も吾黨を攪擾するに足るべき地租増徴論を唱え、鐵道國有論を提出せんとし、甚たしきは内閣の均勢論、及び總務委員の六名説を主張したるを。是れ彼の輩が已に早くも合同の初志を捨て、吾黨を攪擾し之に乗じて利勢を貪り、以て其の野心を充たさんとせるものにあらずや。幸に黨中深愛の士少なからず、一再星ヶ岡茶寮に會合して彼の輩を抑戒する所あり、吾黨大會に對する方案として左の五ヶ條を協定せんとせり。

尾崎文相問題

所謂尾崎文相問題の理非は三尺の痴童と雖も猶ほ之を知る、吾人は今茲に之を喋説するの要なしと信す。只、固陋頑冥の徒輩は切り之を罵々し、以て尾崎文相を斥け、延きて吾黨内閣を傷けんとせり。所謂舊自由派の一輩苟くも少しく理義を解し、眞に憲政の實を擧げんと欲するの志望あらば相與に進みて斯る非違を匡濟し、以て吾黨内閣の安全を圖ることを努めざるべからず。底事を却つて自から彼の徒輩に附和電同し、星亨氏の率ゆる關東俱樂部の如き、遂に

尾崎文部大臣が曾て帝國教育會に於て爲したる演說中、共和政体云々の例を引きたるは日本帝國教育の主宰者たる職務に於て不都合なりと認む、惟ふに現内閣にして之を不問に附せんか、其の責を延きて閣員全体に及ぼさざるを得ず、仍て此の行爲に對しては相當の處置を講すべきものと思料すと決議し、先きに民權自由の説を主張したる板垣内相すら之を以て「國体に關する言説容忍すべからざるものあり」と爲し、公々然之を論議するに至れり。嗚呼、吾人之を知る、彼の輩の志望決して眞の忠君愛國に存するにあらず、只徒らに利勢を趁て權貴を貪らんとするの餘、遂に文相語句の末を捉えて之を黨々し、彼の固陋頑冥の徒輩と附和雷同して構陷を是れ努むるに至りたるを。若し夫れ板垣内相が去月二十一日參内拜謁を乞ひ、尾崎文相の云爲に關し口を極めて譏奏する所ありたりと言ふがごとき、吾人は寧ろ吾が臣子の本分を誤りたるものとして其の擅濫に驚懼せずんばあらず。

文相後任の決定

尾崎文相已に辭表を提出す、速かに其の後任を決定せざるべからず。文相の辭職を見て好機乘すべしと爲したる舊自由派の一輩は果然内閣の均勢論を提出し、文相の後任は自派より推舉すべしと主張し、其の主張行はれ難きを見るや更に自派出身の大臣中より之を兼任せしめんことを唱へたり。然れども此際既に於ける均勢論は理義に於て元と其の宜きを得ざるものなるのみならず、星ヶ岡茶寮に於ける憲政黨發起人會及び憲政黨創立委員會に於て已に其の提唱を

月二十八日)片岡、江原の兩總務委員は楠本總務委員を訪ひ、談ずるに合意上憲政黨を解黨せんことを以てしたり。其の口實とする所は「事此に至る、寧ろ談笑の間に解黨し以て互に分立せん」と言ふに在り、意必らずしも不可なりとせざるも、僅かに一文相の任免若くは均勢論の爲めに忽然黨を解くがごときは畢竟無名の舉にして結黨の本旨に違ふのみならず、憲政黨は元と主義の各黨各派を打ちて一團と爲したるものなれば一部少数者との示談に由り、其の解黨を決定すべからざるものなるを以て、楠本總務委員は同志の諸士と協議の末、片岡、江原兩總務委員を板垣内相の官邸に訪ひ、斷然解黨の要求に應ずる能はざる旨を復答したり。此に至りて彼の輩、策盡き術窮し、遂に憲政黨本部の名を濫用し違かに翌二十九日を以て神田青年會館に憲政黨代議士前代議士及代議員の協議會を開く旨の通知狀を發するに至れり。今當時の實狀を叙せんに去月廿八日の夕、片岡、江原の兩總務委員は專斷を以て遽然翌廿九日協議會を開くの議を決し、直ちに通知狀を發するの準備を爲せり。鈴木幹事等之を見て大に論争する所ありたるも、到底斷念の狀なきを以て鈴木幹事等は更に兩總務委員に對し楠本總務委員は本日出席を斷り居れるも、特に之を招きて協議を盡す所あるべしと注意し、漸く兩總務委員の承諾を経て龍野幹事と共に楠本總務委員を紅葉館(楠本氏は恰かも其時紅葉館に於ける東北九州同志懇親會に臨めり)に訪ひ、其の事情を諒けて出頭を促せり。是に於て楠本總務委員は席を辭して直ちに本部に出頭し片岡、江原の兩總務委員と樓上に會見して其の專斷を詰り、斯くの如きは兩氏平生の行爲にも似合しからざる舉動なるを責め、或は將來爲めにする所あらんとして斯る

見合はすことに協定せるものなるを以て彼の襲任説若くは兼任説は到底容れらるべくもあらず。是に於て彼の輩は遂に意外にも青木周藏子を推し、其の容れられざるや、更に西郷海相兼任説を發議せしむ此の議は海相の一嘯笑に依りて没殺せられたるを以て板垣内相以下慄慄出づる所を知らず、窮窮の餘遂に其の後任者を海陸兩相の指名に一任せんと議を提出するに至れり。此に至りて大隈首相は嚴然容を正し其の自分と職責の上より論じて閣員の補缺を他の指名に一任する能はざるを喝破し、事此に至りては斷然自己の所信を奏上して 聖裁を仰ぐの外なしと言明し内閣退散の途次參内拜謁を乞ひ備さ其の所信を奏上し文相の後任者として犬養毅氏を奏薦せしに恐れ多くも 陛下は直ちに之を御裁可遊ばされ、翌日(去月二十七日)を以て親任式を舉行すべき旨御沙汰あり、御召狀は其の夕、犬養毅氏の許に向ひて飛べり。板垣内相も亦拜謁を乞ひ翌廿七日を以て參内し、文相の後任に就き大隈首相と意見を異にしし頗末を奏上し、極力犬養毅氏を排斥せんとせしむ、其の退出後、親任式は直ちに舉行せられ、犬養氏は尾崎氏の後を襲ふて文部大臣に任せられたり。

不法の協議會

夫れ文相の任免は小事のみ、一大臣の椅子を以て離合集散の決と爲すがごときは元と事体の大小輕重を辨せざるものたるを免かれず。舊自由派の一輩豈之を知らざらんや、知りて而して猶ほ之を争ふ、是れ合同の初志を重んぜず、徒らに利勢を趁ひ權貴を貪らんとするに出づるなり。左れば彼の輩の文相後任説に敗るゝや、板垣、松田、林の三相は之が爲めに骸骨を乞ふの決意を表し、而して之と相前後して(去所爲に出でたるにあらすやとて論究して大に忠告を試みる所ありしも、彼の輩は元と已に覺悟したることとて容易に之を首肯せず、言を左右に托して荏苒刻を移す中、協議會の通知狀は早くも彼の輩の部下に依りて投函せられたりと報せ來れり。此に至りて楠本總務委員等も今は理義を將て争ふも其の詮なしと爲し、「貴下等の專斷已に此に至る、論争其の効なし、又何を可言はん」との一語を遺して本部を去り、歸邸後更に楠本、犬養兩總務委員の名を以て片岡、江原兩總務委員に對し明廿九日協議會開會の通知は畢竟貴下等の專斷を以て發せられたるものに有之、拙者等は承諾したるものに無之、隨つて本部の名に於て執行するものに無之候間此段爲念申進置候也との抗議書を送致し、且一面には同志の諸士に對して其事情を急報せしむ時既に後れたるため誤りて廿九日の協議會に出席したるもの數名ありと云ふ。

僭私の解黨と結黨

廿九日の協議會は斯くの如き不法專斷の下に開かれたり、其の席上に於て更に不法專斷の決議を爲すは固より怪むに足らず。果然彼の輩は(一)斯くの如き一部少数の協議會なるに拘はらず之を以て有効なりと決議し(二)更に協議會を變じて大會と爲し(三)從來の憲政黨は國家に害ありて益なし、故に本日をも以て直ちに解黨すべしとの議を決し(四)次に天下一日も政黨なかるべからずとの言下に直に新政黨を組織するの議を決し、新政黨は更に憲政黨と命名し、其の綱領規則は一に舊に依る

こと、爲し、單に利光幹事一人の名を以て直ちに從來の憲政黨の解黨届を芝警察署に提出し、同時に新組織に係る憲政黨の結黨届を同署に提出し、且一面には無頼の壯士を派して芝公園なる憲政黨本部を横奪せしめ、警官亦暗に之を掩護し、吾人同志の士に對しては一々之を誰何して出入を許さざりし。夫れ大會の期日は豫かじめ之を一定して普く全國黨員に通知したり、已むを得ざる事情に由りて之を延期する、必ずしも不可なりとせず。之に反し、遽かに之を引上げ、協議會の名を以て之を招集し直ちに變じて大會と爲すがときは全く黨員の權利を蹂躪するものにして其僭私擅濫の所爲たるや固より言を待たず、况んや其の變更は全く一部少數の私朋に依りて決せられたるものなるに於てをや。殊に四名の總務委員中二名は之を認諾せず、五名の幹事三名は之に抗議し、鈴木、武市兩幹事は親しく芝警察署に出頭し、備前に前後の事情を述べたる後更に憲政黨の名を借し解黨届を差出したる者有之候由なるも右は大會の決議を経たるものに無之、黨員中一部少數の取計に係る儀に就き憲政黨は之を以て無効と認め候即ち憲政黨の存立は妨げられざる次第に有之候此段爲念御届候也。どの届書を差出し置きたるに拘はらず、警察公署は彼を容れて是を容れず、存立の届書及び本部移轉届等は盡く之を斥けたるがごときに至りては其の偏私横暴も亦極まれりと云ふべし。

眞憲政黨の大會

事情斯くの如し、然れども吾人同志は正名公義の存する所に從ひ直進するの外なしと爲し、去月三十日内幸町なる幸町俱樂部(舊進歩黨事務所)に於て代

議士、前代議士及代議員の協議會を開き、席上左の如き決議を爲したり。

- 一 豫告の如く十一月二日午前九時本黨大會を開く事
- 二 總務委員五名、評議員三十名の撰舉を行ふ事
- 三 十月廿九日本黨の名義を借稱せる一部少數者の私會に於て爲せる解黨の決議は勿論無効なる旨決議する事
- 四 本黨に對し不都合の舉措ある者を調査し除名處分を爲す事

此の決議に従ひ十一月一日午前九時より神田青年會館に於て大會を開きしに代議士、前代議士及び代議員の來會するもの三百八十五名、中代議士百五十四名、之を舊自由派一輩の協議會に於ける出席總數百八十名内外、中代議士七十餘名なりしに比すれば以て其の勢力の如何に著しく軒輊する所あるやを知るに足るべし。大會は河野廣中氏議長と爲り、其の宣告に従ひて黨則の改正及び役員の撰定は共に議長に一任することと決し、且一箇の決議案は普く頒布して衆員の手に入りたるを以て議長の宣告の下に異議なく之を可決し、河野議長の發聲にて一同 陛下の萬歳を唱ふるの際、臨監の警官は突如壇に上りて解散を命じたりと言ふも、百雷の一時に落つるが如き萬歳の聲裡、遂に衆耳に徹せず、且萬歳三唱の後、一同相携えて思ひく々に退散したるを以て實際解散の命ありたるを知らざるもの多かりし。當日の決議、及び河野議長決定せる黨則の改正並に指名せる役員は左の如し。

決議

吾黨は本期議會に於て財政を整理し以て歳計の均衡を保ち、選舉權を擴張し以て人權の發達を圖り、

し、後ち數番の演説あり、互に歡を聲して散會せり。因に記す、當日青年會館に於ける大會は明かに憲政黨大會と標榜し、且河野議長は悠々議事を進行したるに拘はらず、警官之を看過し、其 陛下の萬歳を三唱するに及んで突如解散の命を下したるは實に當日の奇觀にして頗る異とすべきなり。

吾黨存立の禁止

夫れ解黨は一黨の重事なり、一部少數の私朋固より之を決行するの權能なし、殊に明かに憲政黨大會と標榜したる吾黨大會の議事を看過し、恐れ多くも陛下の萬歳を三唱するに及んで始めて解散を命じたるに於て吾黨の存立固より依然たるを疑はず。是に於て吾黨は本部を麹町區内幸町一丁目三番地に移し、相與に黨務に執掌しつゝありしに本月二日の夜、西山警視總監は板垣内相の旨を承けて武市、降旗の兩幹事を召喚せしめ、偶々兩幹事共に不在なりしを以て鈴木幹事代りて出頭せしに即時左の申渡書を交付せり。

東京市麹町區内幸町一丁目三番地に本部を設立し憲政黨の名義に於ける政社團體は秩序を妨害するものと認め集會及政社法第二十九條に依り自今其存立を禁止す

明治三十一年十一月二日

内務大臣 伯爵 板垣退助
嗚呼、解黨の舉已に僭私擅濫に屬す、然るに板垣内相は自ら監督の局に居るを幸とし、彼の僭私擅濫の黨與を公認し、更に進んで眞箇の大會を解散し、眞憲政黨の存立を禁止す、是れ全く彼の輩が其の野心私情に驅られて職權を濫用し集會の自由を蹂躪したるもの、其の人權の尊貴を無視する、此に至りて極まれりと云ふべし。嗚呼、民權自由の主張者たる板

- 地方制度を改良し以て自治制を鞏固にし、其他多年の宿論に係る重要な事項を實行せんことを期す但し其實行の方法運用は之を吾黨代議士會に任す
- 黨則の改正
- 一 黨則第二條中總務委員の一項を左の如く改正す
 - 一 總務委員 五名
 - 一 第五條の次に左の一條を加ふ
 - 第六條 總務委員及評議員の補欠は評議員會に於て選舉することを得
 - 一 第六條を第七條と改め以下順次繰下ぐ
- 總務委員
- 鈴木重遠 平岡浩太郎 河野 廣中
 - 工藤行幹 大井憲太郎
 - 鈴木萬次郎 武市 彰一 降旗元太郎
 - 日井哲夫 淺香 克孝
- 評議員
- 柴原和 加藤政之助 波多野傳三郎
 - 關直 和泉 邦彦 小林乾一郎
 - 遠藤秀景 木村警太郎 首藤 陸三
 - 大津淳一郎 石原半右衛門 武石 敬治
 - 守屋此助 金杉又左衛門 江藤 新作
 - 佐藤 清 初見 八郎 星 松三郎
 - 橋本久太郎 西村眞太郎 森本 確也
 - 松島 廉作 小栗 貞雄 安川 繁成
- (六名未定)
- 大會後、神田錦輝館に開ける同志大懇親會も亦非常の盛會にして出席者七百餘名の多きに及ぶ、席上楠本氏より河野議長の名義に係る役員の名を報告

垣伯にして此事あり、世人が「自由死すとも板垣は亡びず」と嘲けるもの、蓋し偶然にあらざるなり。

憲政本黨の成立

正名は吾れに是れあり、公義は吾が手に存す、シカモ擅濫の大臣猶ほ上に在り、横暴の吏僚其の下に趨走し、職權を濫用して法律上吾黨の存立を禁止す、是に於て乎吾れ亦機宜の方策を講せざるべからず。即ち翌三日午前九時を以て總務委員、幹事及評議員として撰定せられたる人々の協議會を開き、前緒を繼承して茲に一黨を組織し、憲政本黨と稱して彼の僭稱者と異なることを明かにし、左の如き宣言書を發し、其の綱領黨則は一に舊に依ること決せり。

宣言書

吾人先に公心を開き衆議を執り憲政黨を組織するや、天下靡然として之に響應し以て憲政の美を擧げんことを期せり、然るに黨中一部野心の徒私情に驅られ、擅に我黨の名を僭して俄然大會の豫期を一變し、忽ち解黨を決議し、忽ち一黨を組織し、以て憲政黨と僭稱したり。夫れ解黨は一黨の重事なり、一部少数者固より之を決するの權能なし、則ち其稱して議決と云ふ者の無効なることを辯を待たず、而して我黨の巍然存立すること天下誰か之を疑はん。然るに當局大臣彼の僭私の黨與を公認して却て我黨大會を解散し、我黨の存立を禁止したり、集會の自由を蹂躪し、人權の尊貴を無視す、嗚呼公議聽かれず、條理湮滅す、豈に憤慨に堪ゆ可んや。一時の否塞は正義の光明を掩ふに足らず、然れども當局大臣既に暴舉を爲す、我も亦之に應ずる機

宜の撰なかる可らず、是に於て乎我黨友は前緒を繼承して此に一黨を樹立し、憲政本黨と稱し彼の僭稱者と異なることを天下に知らしむ。嗚呼憲政黨起りてより茲に數月、同志の士其心金石渝はることなし、舉國の黨友此局面一變の機に際し益々奮て憲政の擁護に努力せよ、其志を同くして未だ來り會せざるものは速かに加盟して以て憲政の大義を發揚せよ。

此の決議は翌四日更に所屬代議士、前代議士及び代議員の總會に於て其の承認を得、吾が憲政本黨の基礎は茲に愈々確立を告げたり。

嗚呼、憲政黨起りてより僅かに四ヶ月有餘、更始一新の實未だ擧らば、憲政の美未だ成らず、早くも彼の利勢を趁ひ權貴を貪る一部少數の私朋の爲めに一頓挫を招く、誠に痛憾に堪えずと雖も、幸に健志剛骨の黨友朝野に充ち、奮つて此の變局を理し、相與に素志を大成せんことを誓ふ。天下同憂の士、翼くは速かに來り會して吾人の志を翼贊し、敢て或は其の適歸する所を誤る勿れ。

明治三十一年十一月

憲政本黨本部

○憲政の開きを北におぼすこと以て方及おしき事とて
承傳内各、業般、半信をあらん、の用成式を延
び、さうして、こゝを、さうして、さうして、さうして、
以て、その、その、その、その、その、その、その、その、
憲法の精神、その、その、その、その、その、その、その、その、
善しく、善しく、善しく、善しく、善しく、善しく、善しく、善しく、
て、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、
の、便、便、便、便、便、便、便、便、便、便、便、便、
の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、
ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、
ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、
ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、
ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、

○ 撤大演唱活觀ノ為メ少出張ニ付左件ノ忠告等ニ申進候也
 三月十三日
 衆議院事務局

● 汽車ニ関スル事

- 一切符ノ裏書及注意書充分申取知置打成度候事
- 一 注意書ニ記載スル汽車時刻ノ内左ノ時刻ニ限り壹式前等客車
 五輛濃縮シテ八ノ依リ五重車便宜ニ可有之候事
- 十二日
 十三日
 十四日
 午後三時ニ至、同十時 新橋發
- 一切符ノ裏書及注意書充分申取知置打成度候事
- 夫ニ申渡シテ九日度候事

○ 汽車ニ關スル事
 續ニ得ルハトハ通常切符ト同様ニ

有之候

- 一 東京市公署ニ於テ少乗車以成ルハ、少海車ノ時刻ヲ今日中ニ夜務課ニテ
 申通知被下候得右時宜ニ依リ特別列車聯接スルハ便宜ニ得之テ下
 候
- 一 切符万ニ少紛失ノ事ハ本院出張先ニ申出打成度候事
- 旅館ノ事
- 一 大坂停車場ニ少着ノ事、同停車場茶屋本院出張先ニ少出出候
 候
- 一 成慶ノ事、旅館ノ案内可致候事
- 一 仁川ノ事、旅館ノ案内可致候事
- 一 中旅宿ハ少度更ニ少様希望候事

●本院事務員出張所ノ事

一事務員出張所ハ大阪府東区前橋町ニ設ケテ置キ但シ出張
所十員限リ引揚候ニ付テ是迄冬ノ内方ハ有事ノ事務所ニ就テ出張
ノ儀

五感及リ事尤モ事ヲ所ハ左様ニ申出張ルニ就テ此ノ如ク

●衛生ノ事

一衛生ノ衛生ヲ佩用有之儀ノ事

●服装ノ事

一演習時歌中ニ着ル服装ハ清潔ノ事

一宴会ニ被ル召候節ハ陸軍士官 軍服 海軍士官 軍服

大智千代ハ「フロックコート」「シルクハット」(洋袴ハ「
)

演習中ハ眼鏡及地圖(乗機カ和出版主方)
大阪市和歌

山ノ部(山)携帶スルモノハ便宜ナリ

十四日中ノ内外ハ由キコトハ一事務員ノ便

出張所ハ出張所ニ就テ

○此項迄迄を掃除ノ折一玉を以テ了ス勢助ノ儀
ニ此ノ如ク申出スル

阪上ハ其ノ形ニシテ候云々申出スルハ此ノ如ク申出ス

Banquet
to the
Ambassadors of Japan,
by
Members of the Boston Board of Trade.
Bill of Fare.

Soup à la julien.
Terrapin

Fish

Boiled salmon, anchovy sauce.
Baked mackerel, à la maître d'hotel.

Removes

Boiled shoulder of lamb.
Roast-sirloin of beef.
Roast-green goose.
Roast-young chicken.
Roast-margrel d'oise.

Cold ornamental dishes

Galan tine of turkey, with truffles.
Beccassines, en plume.
Poisson au naturelle en etag.
Les pigeons pareil, au naturelle.
mayonnaise of chicken.

Side dishes.

Filet-De Boeuf, aux champignons.
sweet bread, larded, with green peas.
soft shell crabs, fried in crumbs.
Oysters, scalloped in shell,
macaroni au parmesan.

Game

Plover, woodcock, Snipe.

学我漢字の余りたる事

学我漢字

此は漢字の三昧の心を奪ひ及古来元帥たる
 是年未だ四得ありて漢語の法を中し割直に
 Remmie House 2の事あり亭主を名にせしめ
 亭主即ち亭主の先年客分大使御代に派せし
 高波士頓高業會所長の御名を名にせしめ
 一は古くは亭主の御名を名にせしめ
 内書ありて亭主の御名を名にせしめ
 亭主は亭主の御名を名にせしめ
 業ありて亭主の御名を名にせしめ
 亭主の御名を名にせしめ

ありし法を三昧の口を奪し及古林元帥に於て
 芝草を(四)得て海濱に植るなり(割)草花
Rumex House 二つあり草花を名に之に九草
 字あり全草の先年冬分大使御比、派せし
 高波士頓高草有海所及の御意を云ふ
 一と名大使より二付しを抄記の献立案
 内書あり(海)草花且又二草と名に石花
 草と名に之の二草より草花を名に好草一
 葉なり(草)花を名に好草一葉なり
 〓〓〓〓〓〓

草花傳(一)

草花傳(一)

Grapes, Bananas, melons, peaches,
 pears, Grace pudding,
 Rioque Ghee, Roman punch,
 confectionary, Vanilla ice cream,
 coffee
 Russian Honey, Boston Angostura

Grapes, bananas, melons, peaches,
pears, Grace pudding,
Brioche, Glace, Roman punch.
confectionary, Vanilla ice cream.
cappuccino
Rivers House, Boston, August 2nd
1872.

敬立書ハ和洋ニ通ル也
洋ナカニ物ニ事類ニ似ル者ナ
ズクニ糖類、食料ナリ
上下ニ白等ニ通ルナリ

学我漢
茶
内
一
Remin
志
心

○此の如き事多し... 大乗評述記の二行を合本... 馬野... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記...

一... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記... 大乗評述記...

引継ぐ際、財政の体質を要する所あり、併し日文書に認り、山崎
内蔵に引継ぐに苦慮をなすべし、と云ふ秘書あり、
又之を富強局長執筆せしものとすべく、その旨を
閣の財政の体質の方針と爲すべし、(廿二年十月五日
云々)

茲に内閣の更迭の際、前内閣に於て経画ミタル政務の概概ヲ
叙レテ新内閣の施行考考ニ及、其ノ必要ニシテ信ス
前内閣の成テ當初より主トシテ行政ノ刷新ト財政ノ整理
トヲ圖リ置キ、上裁ヲ請ヒ官制及俸給令ノ改正ヲ公布
セシカ如キ、則チ行政刷新ノ端緒ヲ開キタルナリ、然レモ
制ニシテ之ヲ定ムル法ニ在リ推シテ之ヲ行フ人ニ在リ、又官制既ニ
更ニトモ、行政刷新ノ実ヲ得トスルハ、今後當局者
ノ推行如何ニ在リ、財政ノ整理ニ至ラザレバ、之ヲ帝國議會ノ批
替ニシテ待タサルヲ得サルヲ以テ、前内閣ハ明治廿二年年度豫算
及歳入増加ノ旨ヲ諸法律草案ヲ編制シ、且國債法案
勸業銀行法案等ヲ立案シテ、以テ議會ノ開期ヲ待

豫算案ノ事

前内閣ニ於テ明治廿二年度豫算ヲ编制スニ多ク大成ルヘリ
 不動産的経費ヲ減少シ餘裕アル以上生産的経費是元
 ツレ方針ヲ執リ運輸交通教育如キ直接回極ニ生産
 ニ有益ナル経費ハ之ヲ活シテ軍事費ヲ如キハ大ニ之ヲ節
 制スルカチリト云ニテ七年戦役ノ後ソノ果ケ物價以テ銀ノ
 騰貴ト戦勝ノ余剰有及多ク改正室格ノ有テ我邦ノ位置ニ
 一大变化ヲ来シ清姫ノ経営ヲ為テ又要アリ且軍備ノ擴張
 ハ事既ニ半途ニ在リ今處ニ其計畫ヲ変更スルニ得スルニ
 其増増ノ防遏スニ過キサルヲ巨額ノ即減ヲ見ルテ得ス
 故ニ廿二年度歳入歳出ノ金額ハ尤如ク削減法定セリ

△由

明治三十三年度歳入歳出豫算

一金壹億八千八百九十一萬二千三百三十九圓

歳入

内

一金壹億四千三百五十九萬四千四百壹圓

經常部

金四千五百四十二萬九千二百三十四圓

臨時部

一金貳億千八百八十八萬七千四百七十四圓七角二分

歳出

内

金壹億九千七百七十九萬四千四百四十四圓九角

經常部

金七千九百八十八萬三千四百三十四圓八角二分

臨時部

一金千二百八十八萬四千五百三十三圓七角七分

追加豫算

内

金十二万五千六百四十三日三美二厘

陸軍之軍費

金四十五万二千九拾八日七十九美三厘

裁判所

金貳万四千三百八十九日三美七厘

船舶海員費

金拾一日

北海道鐵道回用費

金貳百五十九日

台灣陸軍補之費

金三十三万九千九百九十九日七美

對馬基隆澎湖島砲台連
隊及兵器彈藥費

金貳百零五万二千九百三十九日九美九厘

初七而回撥經費及陸軍陸
海軍總務費

金九万八千三百九十四日

司法省官課費

金三百零九万五千三百九十四日九美九厘

電信改良及擴張費

計金貳億零九百四十八万九千三百二十四日七十九美九厘

歲入歲出比較

△由

金四千零五万八千三百三十九日七十九美九厘

歲入不足

右三科之歲入增加

金三千零八万三千五百七十二日

新稅其他

四

金百三十四万七百七十四日

所得稅

金千七百五十三万五千九百四十四日

酒稅

金十七万七千七百三十一日

海關稅

金百七十七万七千八十四日

砂糖稅

金百一十萬三千六百二十二日

登錄稅收入

金二百九十七万十四日

鹽煙膏賣費

金百四十二万四千五百八十四日

日本銀行捐金

金四万四千九百五十三日三十九日四十五美三厘

公債募集集金

制費削減之費増加、電信口良口撥
張費ニ計之

金二百八十九万二千六百八十四円七十四銭

歳入 繰入

并島其陸澎湖島花台建築等七師回撥此
件ノ増加正當課外初交調年費増加

計金四百八十九万五千六百十四円十九銭五厘

差引

金百三十三万七千六百四十四円三十三銭

歳入超過

金二十万四

行以整理ノ為、
歳出減額

計金百九十三万七千六百四十四円三十三銭

四

金百七十一万二千四百六十九円

新設海防費

再差引

金三十七万四千五百七十九円四十三銭二厘

歳入超過

△由

備考

行以整理ノ為、歳入、額ハ北海道廳ニ属ス、今未提出存振算
ヲ以テ掲載ス、而シテ當初、調ニ対シテ大差入ハ當初、調於テハ増
員見込分ハ都テ新定員ニ包含ス、又高孝官俸給ハ
改定標準ニ拘ラス、要亦類ニ止ル、計算ナリシ、訂正調ニ於テハ
増員分ハ之ヲ改定ノ定員外トシ、又高孝俸給ノ標準ヲ極
度ニ據リ、算出シ、是等結果ニ依ル

台湾財政ハ一日モ早リ自ラ区域ニ達セシム、期ニ國庫補
足ノ經費ハ漸次ニテ廢止ス、方針ヲ執リ、往來債金ヲ支
弁セシ補充費、如キハ三十二年度以降ハ一般歳入ヲ支弁
ス、極面ヲ立ラマリ

歳入増加の対して法律案の事

三十二年度豫算に於ては歳入不足四千余万円の財源を確保し之を補足せん（カ）と國債に依りて財政の基礎を薄弱ならしむべきに依りて其後遂に定まる制も如縁を以て然る則ち之を租税の亦たノ外アル（カ）と然るに租税の増えや一經階層ト密接ノ關係ヲ有し其方途ヲ探せば常々其ノシテ苛酷收斂ニ至シテモ人ノミヤラス國家ノ生産力ヲ萎靡せしむるに至る故に前内閣ニ於テハ己のテトツ得ス増税徑画ヲ考ふる事ヲ以て生産課税セシメテ消費課税之主義ヲ排し就中奢侈的消費品中酒稅ヲ増加し葉烟草ノ賣下ケ價格ヲ引上げ又新ニ砂糖稅ヲ起すはし高不足アルヲ以テ所得稅法及登録稅法ニ改正ヲ加へ日本銀行ノ課稅シテ其不足ヲ補ふ事ヲ以て生産

由

ニ課税之地租増加等斯此之ヲ排斥し今前内閣ノ成案先歳ノ増加法律ニシテ實施せしメトツ得ル尤如キ結果ヲ得ルヤ計弄ナリ

新税其他歳入増加

	三十二年度	三十三年度
所 得 稅	一、二四〇、七四七	一、二四〇、七四七
酒 稅	一七、五三六、五四一	二七、一八六、八八五
海 關 稅	一七、一七二、八	二五七、五九二
砂 糖 稅	一、五七七、〇八〇	三、〇〇六、六四一
登録收入	一、六〇三、八八二	一、六〇三、八八二
葉烟草ノ賣收入	六、九七〇、〇一四	一三、〇八三、三三三
日本銀行の利息	一、四八四、六六〇	一、四八四、六六〇

計

一四六、八六三、五四九

國債法案及前章銀行法案ノ事

國債ニ関スル規定ハ曩時ノ制定ニ係リ統一シタルニ雖も、且チ
 ナカラス時ニ近時情勢ヲ於テ本邦市場ハ外國市場ヨリ關係
 シテ密接ナラシムル必要アリシヲ國債法案ヲ起シテ之ヲ
 邦近時ノ經濟事情ニ於テハ資本充足ニシテ故ノ進メ備ハ
 ハカス此ニ根據シテ外資ヲ輸入シテ輕率ニ借入ル國家主義
 利益ニ對シテ之ヲ確定スル資本供給ノ一極國ヲ得ル銀行
 ノ企業ヲ整備セシムル目的ヲ以テ勸業銀行法案ヲ起
 草シシヨリ此兩案ハ前内閣經濟策ノ一端ヲ示スモノナリ
 此外前内閣ノ憲政ノ完成ヲ期スル者ノ衆議院議員推挙
 法案改正セシト知シ又地方制度整備ノ期スル者ノ存星制

由

郡制市町村制等ハ此レヲ因リ皆案ヲ是レヲ帝國議會ニ
 提出スル準備中ニ在リ或ハ閣議中ニ在ルモノアリ或ハ法制局審
 査ニ在ルモノアリ詳細ハ載セテ別紙ヲ附録目録ニシテ

右前内閣總理大臣ニ奉リ呈ケ前内閣施設ノ概要ヲ陳述
 ス

來三十二年一月二日新年式拜賀之義別紙ノ通り式部長ヨリ通知有之候ニ付及御通牒候也
追テ非役從六位以上勳六等以上ノ向ハ各其身分ニテ拜賀正七位以下ノ向ハ議員ノ資格ヲ
以テ拜賀本年十二月二十四日官報宮内省告示十七號御參照相成度爲念申添候也
明治三十一年十二月二十七日
衆議院書記官長 林田龜太郎

(別紙)

來三十二年新年式當省告示第十七號之通被定候ニ付議員拜賀トシテ時刻三十分前宮中豐明
殿へ參集可有之此段及御通知候也
明治三十一年十二月二十六日
式部長 男爵 三宮 義胤

衆議院議長 片岡 健吉 殿

追テ拜賀不參之輩ハ王日前ニ當職へ届書差出候様御達有之度候也
本月三十日中

宮内省告示第十七號中拔書

二日 午前十一時三十分

貴族院衆議院正副議長議員拜賀

五日 新年宴會

在京貴族院衆議院正副議長議員ハ各議院ニ於テ賜饌

(參考)

- 一 乘馬並ニ馬車ノ向ハ正門ヨリ東車寄ニ至ル
- 一 人力車ノ向ハ坂下門又ハ通用門ヨリ同斷
- 一 有位者ハ必ス大禮服其他ハ通常禮服(燕尾)
- 一 當日議員徽章佩用ノ向ハ無門鑑ニテ諸門通行
- 一 勳章アル者ハ當日佩用ノコト
- 一 外套ハ昇殿ノ節必ス車中ニ脱シ置クヘキ事
- 一 宮中ニ在リテハ必ス式部官ノ指示ニ從フヘキ事
- 一 宮中ニ在リテハ指定ノ場所ヲ離ルヘカラサル事
- 一 宮中ニ在リテハ喫烟スヘカラサル事
- 一 宮中ニ在リテハ靜肅ナルヘク混雜ナキ様注意スヘキ事
- 一 殿上ニテハ總テ脱帽スヘキコト
- 一 車馬ノ置場ハ總テ皇宮警察官ノ指示ヲ受クヘキ事

不參ノ節御斷書ノ儀ハ使ヲ以テ可差出尤公務旅行先キ又ハ御門鑑所持無之者ニシテ不得止
郵便ニ附スル節ハ共事由ヲモ附記シ書留ヲ以テ可差出事(宮内省通知)

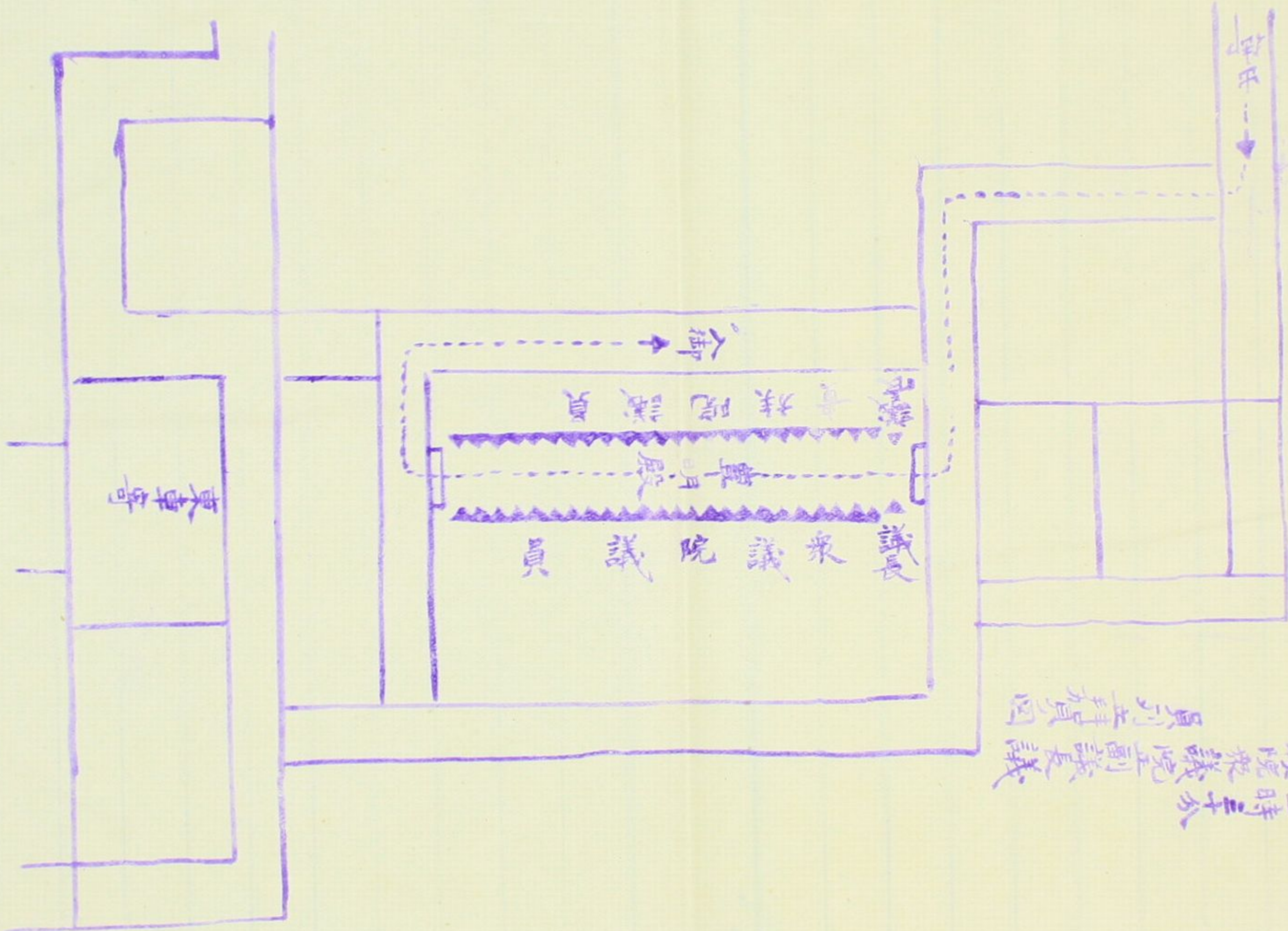
來三十二年一月五日新年宴會ニ付本院ニ於テ酒饌賜ハリ候間同日午前十一時マテニ御參院
相成度候也

- 一 午前十一時 食堂ヲ開ク
 - 一 正午十二時 食堂ヲ閉ツ
- 明治三十一年十二月二十七日

衆議院事務局

二日
十前十一時三十分

貴族院衆議院正副議長
員列在籍員四



後一園をなすか... 併いも... 皇代... 宗廟... 皇代...

扱のち... 皇代... 宗廟... 皇代...

よのちあつし、まてくまぬかる所りを切す、こゝろのま
 らせり

○徳圃といふものろろとて婦人の言を、けしきを減ら
 とつたゆたか舟の言を、しえや也

○今午二月十日、初三文字、一校、つづみ、か、同、
 院、あき、館、の、お、お、あ、き、を、開、江、橋、子、開、く、
 杉、浦、を、開、井、上、同、ろ、ろ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、
 十、二、三、え、え、え、え、え、え、え、え、え、え、
 也、か、杉、浦、を、開、く、は、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、
 け、こ、こ、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、
 一、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、

○杉浦は藤人の言を、けしきを減らす、こゝろのま

大慶寺

四年のとき、耕、木、阿、か、經、乘、あ、あ、櫻、を、
 一、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、
 近、生、は、大、二、三、え、え、え、え、え、え、え、え、
 後、身、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、
 七、あ、つ、え、え、え、え、え、え、え、え、え、え、
 の、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、
 に、凡、を、四、十、え、え、え、え、え、え、え、え、
 は、大、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、
 生、と、繪、中、を、お、お、お、お、お、お、お、お、
 こ、お、き、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
 たる、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、
 六、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、

ニロライの校母の証の回つたところをみるに
海軍の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の
海軍省の軍医の長官の命令で海軍省の

○支那の政變の在りて公使館を襲ひては
帝の怒り甚しき事ありては天子の怒り亦
甚しき事ありては天子の怒り亦甚しき事あり

○支那の政變の在りて公使館を襲ひては

○康党成敗ノ始末ヲ記ス

工部	主事	康有為	ハ	廣東省	南海縣	ノ	人	ナリ	初	ノ	祖	詔									
ト	名	ヲ	言	官	ト	勅	ス	ル	所	ト	ナリ	今	ノ	名	ト	改	ム	ト	イ		
フ	幼	少	ニ	シ	テ	好	テ	公	羊	ヲ	習	ヒ	カ	メ	テ	諸	經	古	文	ノ	學
ヲ	瀛	々	々	弟子	數	十	人	アリ	明治	二	十	八	年	清	國	ト	我	國			
ト	和	議	將	ト	定	ラ	ン	ト	ス	ル	際	諸	人	ヲ	率	テ	書	ヲ			
都	察	院	ニ	上	リ	主	ト	シ	テ	遷	都	力	戰	變	法	自	強	リ	議	ス	前
後	四	々	々	書	ヲ	上	リ	シ	モ	其	上	ニ	達	セ	ル	ハ	僅	ニ	其	一	ニ

年義習

過カリキ和議成リシ後、其高弟梁啓超等時務報館
ヲ上海ニ創設シ、毎月三回雜誌ヲ發行シテ頻ニ变法
ト守旧トノ利害ヲ申言ス。議論風発シ大夫從テ附和
スル者多ク中外皆推テ支那進化党ノ巨擘トナシ、
ヲ越テ獨逸人山東ノ乱民彼ノ宣教師ヲ戕殺セシ故
ヲ以テ膠州灣ヲ掠メ、尋テ英露紛々トシテ例ヲ援テ
暴威ヲ逞フニ旅順大連等ノ險要遂ニ其奪フ所トナ
ル。新党皇上一因循●シテ決セザルヲ見テ愈益々不

本義昌

大慶堂

憤リ原有為ハ則チ北京ニ於テ保國會ナル者ヲ設立
シ、衆ヲ聚テ時事ヲ討論シ、絶叫シテ曰ク、中國必ス七
ント聲情激^越之ニ次クニ涙ヲ以テ不措紳ノ
集マル者凡數百人アリ、翰林院學士徐致靖特ニ上疏
シテ原有為ヲ薦奉ス。有為旨ヲ得テ召見、上直ニ總
理衙門章京ヲ授ケラル。是時^{清帝}方サニ外侮ニ怵場
ニ往事ニ鑒戒シ亦既ニ旧党ヲ厭忌スルノ心アリ、原有
有為未タ驟カニ顯要ニ至ラスト雖也而カモ巧ニ宦

本義昌

官ヲ籠絡ニ宮掖ニ出入シテ所訖ヲ達白シ驥々乎ト
 レテ内相ノ勢アリ而シテ皇上銳意改革ヲ更張シ内
 外臣重ノ上疏シテ時務ニ通達スルノ人才ヲ舉クル
 時ハ直ニ召見ヲ賜ヒ予フルニ起擢ヲ以テセリ湖南
 巡撫陳寶箴ハ上疏シテ楊銳劉光第ヲ舉テ少詹事
 王錫蕃ハ上疏シテ林旭ヲ舉テ又前ニ徐致靖カ康有
 為ト同時ニ推舉セシ譚嗣同ヲ舉テ皆召對ノ後直ニ
 四品京銜ヲ以テ軍機章京ヲ授ケラレ新政ノ事宜ニ

大慶堂

參典ス是ヨリ先キ禮部尚書許應駟素ヨリ康有為ヲ
 悦ハス其衆ヲ聚メ政事ヲ權議スルヲ以テ嘗テ之ヲ
 禁止セントス是御史宋伯魯楊深秀等上疏シテ許應駟
 カ新政ヲ阻撓シ人才ヲ抑遏スルヲ劾ス皇上詔ヲ下
 シ應駟ヲシテ自ラ陳辯セシム時ニ御史文煇康有為
 カ言官ニ交通シ怨ヲ大臣ニ播フルヲ劾シ又言官党
 ヲ結フ等ノ語ヲ以テ伯魯深秀ヲ劾ス皇上之ヲ直ト
 セス文煇ニ詔シテ原衙門ニ回リ事務ヲ辦理セシム

羊義昌

是に於て皇上下に康有為の言論を用ひ京師大小臣
工ヲシテ均シク上書シテ時事ヲ論ナルト得セシ
又其官衙ノ小官上書スル者ハ上官ヨリ之ヲ呈スル
モ阻抑スルト得ザラシム時ニ礼部主事王照上奏
スル所アラントシ書ヲ尚書許應騷ニ呈ス應騷抑
テ以聞セズ照力爭教回其頭カニ上諭ニ違フヲ面詰
シタテ効疏ヲ草シテ應騷ニ示ス應騷羞憤シテ遂ニ
滿人ノ尚書左右侍郎等ト謁ヲ合セ王照力端ヲ藉リ

大義堂

ヲ扶制スルヲ以テ之ヲ懲罰セント奏ス皇上應騷ヲ
惡クシ既ニ久之應騷ノ上疏ヲ見テ其上諭ニ違ヒ言
論ヲ杜絶スルヲ怒リ直ニ應騷等六人ノ官ヲ罷メ王
照ハ強禦ヲ畏シズ其勇賞スベシトナシ特ニ恩命レ
テ四品京堂ヲ以テ候補ニ並ニ三品頂戴ヲ加フ其後
内外感動ニ上書スル者踵ヲ接テ起リ遂ニ服ヲ易ヘ
元ヲ改メ都ヲ遷シ及ヒ八旗ノ兵制ヲ改革セシト請
フ者

洋義昌

所トナレト雖氏皇太后ノ故ヲ以テ敢ラ大ニ其志ヲ
行ハス是ニ於テ原有為密ニ謀テ直隸按察使袁世凱
ヲ召^ス時ニ世凱西式陸軍ヲ教練セルヲ以テ入朝ノ
後遽カニ世凱カ訓練精勤ノ故ヲ以テ優ニ恩遇ヲ加
ヘ兵部侍郎ノ候補トナス^因世凱ハ翌日ヲ以テ入
テ恩ヲ謝ス皇上乃チ之ニ授クルニ密旨ヲ以テシ急
ニ天津ニ赴テ直隸總督榮祿ヲ殺シ兵ニ將トシテ都
ニ入り皇太后ヲ頤和園ヨリ迎ヘ宮ニ還シ以テ大ニ

大慶堂

守旧ノ群臣ヲ誅ニ因テ遂ニ其素志ヲ行ハントス世
凱素ヨリ榮祿ト相好シ旨ヲ受テ馳セ往テ之ヲ榮祿
ニ示シテ曰ク之ヲ為ス奈何榮祿之ヲ聞キ痛哭シテ
曰ク君詔ヲ受テ而シテ来ル生死惟君ノ命ナル所ノ
何^ク多諾ヲ為サニヤ世凱曰ク然ラスコレ上意ニ
非スニテ左右党人ノ意ナリ且太后ヲ如何セント遂
ニ密電ヲ以テ警ヲ頤和園ニ告リ太后大ニ驚キ即日
駕ヲ命シテ宮ニ入り遂ニ清曆八月六日ヲ以テ訓政

洋義昌

一詔ヲ發スルニ至レリ時康有為事、非ナルヲ知テ適
 走セリヲ以テ常禄ニ電飭シテ之ヲ擒ニセシム然ル
 ニ康有為ハ已ニ先日ニ於テ汽船重慶號ニ搭シテ天
 津ヲ去リシヲ以テ又急ニ軍艦ヲ派シテ之ヲ追ヒ遂
 ニ吳淞ニ至シハ英人モ亦軍艦ヲ以テ来リ迎ヘ有為
 ヲ挾テ去ル事聞ヌ太后愈怒リ立口ニ康ノ弟廣仁及
 七楊深秀林旭譚嗣同楊銳劉光第等ヲ市ニ刑シ而シ
 テ懿旨ヲ降シ今春以来皇上ノ銳意改革セシ所ノモ

以 大慶堂製

ノヲ一朝悉ク復旧シ皇上ノ嘗テ罷免セシ守旧ノ徒
 皆旧官ニ復シ天下靡然トシテ再ヒ守旧泥古ノ域
 ニ陷二
 矯々強テ一固ノ上論ヲ發シ農工商ノ務ト兵備ノ要
 ハ之ヲ泰西ニ倣ハサルハカズトナスモ徒ニ其國ノ
 好意ニ對スル表面的御挨拶ト世間ヲ飾ル御世辭ニ
 過キサルカ如ク吁

洋義書

◎西太后、康党絶滅策

清國西太后ノ賢明ナルハ今帝即位ノ初ニ當リ攝政ノ治跡ニ依リ中外ノ認ムル所ナリト雖モ惜哉時勢ノ遷移ニ暗ク加之輔弼ノ大臣守旧ノ徒多ク勤モスレバ世界ノ公道ニ負クノ舉動アルヲ免レズ這般康有為ヲ日本ニ捕ヘ併セラ其殘党ヲ嚴糾セント欲スルモノ亦多是ノ是ヲ嚮キ官犯康党ノ罪ヲ治ムルニ當リ西太后ハ明カニ懿旨ヲ降シ當ニ斬ルベキ

洋義勇

補遺

大慶堂

モノハ之ヲ斬リ當ニ罷ロハキモノハ之ヲ罷ソ以テ
 一タビ天下ヲ震動シ而シテ一方ニハ明ニ連累ヲ問
 ハザルヲホシテ天下ヲシテ其安ンズル所ヲ知ラ
 シム是レ宜シク然ルマキノ事ニシテ太后ノ常識亦
 タ能ク此ニ及マルナリ而シテ頃者之ヲ聞ク西太后
 ハ清曆十月廿三日即我十二月六日ヲ以テ密旨
 ヲ降シ一面總理衙門ヨリ日本駐紮公使李世鐸ニ電
 飭シ康有為以下ノ亡命者ヲ生捕或ハ暗殺スルヲ命

ジ一面沿海各省ノ督撫ニ電致シ康有為ノ弑党ヲ嚴
 糾スルヲ命ジタリト沿海ノ督撫ニ命ジテ弑党ヲ嚴
 糾スルハ内政ノ事ニ屬スト雖モ日本駐紮公使ニ
 命ジテ康有為ヲ捕ヘント欲スルニ至ラハ實ニ國際
 法ヲ辨セザルノ甚ダシキモノト云フマシテ曾ラ孫文
 逸仙ノ英京倫敦ニ在ルヤ亦タ此法ヲ用ヘテ逸仙ヲ
 捕ヘ後英政府ノ異議ニ依リ又夕之ヲ放還セシテア
 リト云ヘハ支那政府ノ行為トシテ這般ノ事アルハ

敢ラ怪クニ足ラヤルハ然ラバ則ケ亡命者ハ第二
ノ金玉均トナラヤル様注意スルコソ肝要ナレ抑モ
太后ガ嚮ニ連累ラ問ハヤルノ上諭ヲ發シテカウ今
ニ至ラスル反覆ノ舉ニ出デ原目ヲ尋ヌルニ康有
為ガ改革ノ事業已ニ失敗ニ歸シ刺サハ學弟ハ酷殺
セラレ憤々ノ餘或ハ書ヲ在北京各國使館ニ飛ハシ
所有太后ノ非行ヲ訐キヌラ太后ヲ牽制スルノ策ヲ
講ジ或ハ暗ニ南方ノ匪乱ヲ煽動シ反旗ヲ翻ハサシ

トスル等謠言到處ニ喧シク太后之ヲ聞キ終ニ今回
ノ舉ニ及ビシナリト果シラ真カ
◎各國公使夫人謁見ノ次第
嚮キ手續上ノ相違ヲ引トナリ居リニ在北京各
國公使夫人ノ西太后ニ謁見スルノ事ハ愈ヨ拾二月
十三日ヲ以テ行ハレタリ謁見ノ人負ハ日英米獨佛
露和七公使夫人ニシテ日英佛露ノ通訳官之ニ隨ハ
同日午前十一時ヲ以テ參内シ太后之ヲ儀鑾殿ニ延

見ヤリ今其概況ヲ記サレ一行ハ支那ノ轎子ニ乘リ
 入城セシガ宮中ニテハ豫テ太液池畔ニ架スル処
 ノ汽車ヲ用意シテ一行ヲ待テ受ケタリ則チ汽車ニ
 乘リ換ヘ汽車盡リル処更ニ宮中ヨリ轎子ヲ備ヘテ
 レ云ニ乘シテ儀鑾殿ニ至レリ夫人列席ノ順序ハ其
 公使來京ノ早晚ニ依テ定メラレ英公使夫人筆頭ト
 ナリ獨公使夫人次席ニ坐シ日本公使夫人ハ第三席
 ニ在リ以下順次其席ニ就リ太后例ニ依リ数壇高キ

神義昌

12 大慶堂製

処ニ臨御セラレ皇上及皇后モ出御セラレテ稍ヤ低
 キ処ノ左方ニ坐セラルニ三親王ノ夫人及從來宮中
 ニ関係アル一二ノ親王モ其傍ニ陪ス定席マルヤ筆
 頭夫人先ツ口ヲ開ヘテ太后及皇上皇后ノ萬歳ヲ祝
 シ且ツ這般謁見ヲ賜ハリシ光榮ヲ謝シ併セラ後來
 益ス眷愛ヲ賜ハラレテ請フトノ旨ヲ述フルヤ太
 后ヨリモ是ヨリ互ニ益ス親密ナラテテ希望スル旨
 仰セラレ言終ルヤ太后ハ筆頭夫人ヲ始メ一人毎

神義昌

之ヲ自席ノ傍ニ來ラシメ懇懃握手ノ禮ヲ行ハセ
 ラレ手ニ純金ニ眞珠ヲ裝飾セル所ノ指輪一ケヲ把
 ラ自ラ夫人ノ指頭ニハメテ之ヲ賜ハレリ其間皇上
 ハ夫人ノ壇塔ヲ登ルヲ見テ其手ヲ取リ之ヲ扶クル
 著太后ノ為メニ週旋スルカ如ク見ハシリレト終ラ
 一同食堂ニ就キ支那料理ノ午餐ヲ賜ハレリ太后皇
 上又夕臨御アリテ人毎ニ接吻ナドセラルテ充分歡待
 ノ意ヲ示サレタリト食終レバ一行ヲ演劇場ニ導キ

數番ノ演劇ヲ陪觀セシメラル時巳ニ午後三時頃ナ
 リシヲ以テ一行ハ恭シク謝意ヲ述ベ拜辞セリト云
 歸途一行ハ英國公使館ニ集リ眞直ヲ撮影シ始メ
 テ各歸館セリ歸館後幾モナリ太后ノ御土産ナリト
 テ總理衙門ヨリ使ヲ遣ハシ象牙ヲ以テ製セル二種
 ノ櫛ニ拾枚ト太后御筆ノ畫一葉其他卷物及段物等
 合セラ五百内外ノ價格アル物品ヲ賜見ヲ賜ハリシ
 各夫人ニ寄送セリレタリト云フ之ヲ要スルニ這般

謁見ハ實ニ古今未聞ノ儀式ニシテ各夫人ニ充分
 ノ満足ヲ與ヘタリ太后生平深宮ニ幽居シ嚮ニ独逸
 皇弟及我公使ニ謁見ヲ賜ハリシ外殆ト外人ニ接セ
 シナク而カモ外人ハ其尤モ厭フ所ナリシト中外
 皆評スル所ナルニ重意外ニ出テ握手接吻等充分歡
 待ノ意ヲ公使夫人ニ示シタルカ如キ豈ニ尋常外交
 家ノ企テ及ブ所ナラシヤ想フニ外人ノ太后ヲ評ス
 ル是ヲ必ス一変セン次テ太后賢明ノ一端ヲ窺フ

以大慶堂製

ニ足ランカ

博

春情
 落後
 雨心
 生一
 絮

在北京

温拜

羊義昌

又んはこゝろも権太のり有飲吐ることを以て
才格平も、知らざるもぬくも丹念イグナケ
フもなごころは天文をくひつと信じて
イグナケイグナケイグナケイグナケイグナケ
切子や埋ゆをいひね平一好めて自ら天文を
こけりし流石を信する流石のイグナケイグナケ
教教を謝しよしこけり決しんことを因子
経師はをいひね平一好めて自ら天文を
浄師を決せぬとゆへに伊勢に伊勢とゆへに
為すよとていふことなり

○一月廿九日抄り渡の末大子同窓をいひぬくことなり
者やともいひぬ金に信賴するを陳る生書法

えと袂を市部に分てを各自身其書法、経ひ洋
痕如紫跡、今を久しく新の事、月人を信じて、皆
て初志の列、入るるを、兄と共子一橋、賢なる
意氣軒、昂る、絹布、古は、衣を、採り、教、授、付、是
他家を、書、心、入、り、て、は、心、を、破、り、賜、方、を、此、心、
出、て、は、其、辰、砂、差、を、取、て、大、道、を、開、き、(燒、芋、を
以、て、以、て、三、を、嚼、り、高、は、且、つ、籠、り、子、孫、七、連、を
清、く、教、滿、り、而、を、及、す、而、も、書、中、の、言、の、終、は、
天、鼓、道、を、大、氣、を、飲、を、吐、き、地、久、成、り、大、政、を、派
す、所、来、也、中、英、雄、年、壯、臨、り、不、ふ、る、二、十、者
物、年、終、を、回、を、は、す、は、經、過、の、不、も、及、つ、所
のみ、考、を、短、月、進、を、梁、山、泊、の、高、節、を、こ、へ、は

其の傑出は常解のほかにとてんや生身も意も
 廉に同言を擲するの心を信すも逆は行かず日
 未始念轉切るとは難くは来二月四日の海也
 の擲る所常位を所(二十日傳を請ふも二十日
 十常擲に會し緑酒紅鏡の意を玩し侍ら
 馬流の道況を視し條約のす施のり(其の
 未いつかさよの海法入に供するあるは其の
 子待もさよ(念わん事也))
 此の御世常位にありは其年月(二十日)に
 本河(二十日)才(念わん事也)にありは其
 念ふ

田原 栄

山縣重次
 桑原油市
 三浦力平
 赤井 権

市島西と友人

佛に上申候と云は擲り候にさ擲に候友人ををまへ
 一席上呼ゆともおと法北書物にありは法元
 内席と云ふは(其の)擲の(其の)擲に候
 友好ありと云ふは(其の)擲の(其の)擲に候
 其の擲と云ふは(其の)擲の(其の)擲に候
 呼ゆと云ふは(其の)擲の(其の)擲に候
 法を云ひしは(其の)擲の(其の)擲に候

との先説あり、此等の自命官に候事、
○議事、
てあるにせよ、
之より、
執事、
筆より、
のあり、
せん、

定むべき事、
運使、
本、
之、
接、
主、
作、
は、

漢書

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大庭堂

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12 大庭堂

圖書室

12
大摩
中

12

明治三十一年十月

春城學人